

特定非営利活動法人

平塚らいてうの会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人平塚らいてうの会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都文京区小石川5丁目10番20号5階に置く。

(目 的)

第 3 条 この法人は、日本の女性史の上で不滅の輝きを放つ平塚らいてうの足跡をとどめるため、遺品、資料を保存、展示できる記念館の設立を進め、らいてう研究のセンターとする。また、らいてうの志をうけついで生きる女性たちの学習・交流を進め、女性の社会的地位の向上・男女平等と恒久平和の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 平塚らいてう記念館の設立及び運営に関する事業
- (2) 平塚らいてうに関する情報・資料の収集・展示に関する事業
- (3) 平塚らいてうに関する調査及び研究事業
- (4) 平塚らいてう忌に関する事業
- (5) セミナー、シンポジウム、学習会等の開催事業
- (6) 機関紙・誌、その他出版物の発行及び平塚らいてうに関する記念品、ビデオ等記念物の普及事業
- (7) 啓発、普及及び宣伝事業
- (8) 他団体との交流、連携及び協力事業
- (9) その他本会の目的達成のために必要な事業

第2章 構成員

(種 別)

第 6 条 この法人の構成員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、総会に出席する等運営にたずさわることの出来る個人及び団体
- (2) 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、この会の発展に賛助する。

(入 会)

第 7 条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 総会に出席できる人
- 2 正会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、理事会に申し込みするものとする。
- 3 理事会は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 4 理事会は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 構成員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡、もしくは失そう宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 正会員は、別に定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10人～30人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人～5人を代表理事、1人を事務局長とする。

3 理事のうち若干名を常任理事とすることができる。常任理事に関する事項は、理事会が別に定める細則による。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び事務局長は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2 事務局長は、代表理事の指示のもとに会の運営を滞りなく進めるため、日常的に業務に当たる。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況、又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第16条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、そ

の職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者がかけたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第4章 会 議

(種 別)

第18条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任または解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。
第45条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第22条 総会は前条第2項第3号を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。そして開催通知は少なくとも5日前までに会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により通知しなければならない。

(総会の定足数)

第23条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第24条 総会における議決事項は、あらかじめ通知した事項及びその他とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議長は、総会において出席した正会員の中から選出する。

(総会での表決権等)

第25条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第23条および第24条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第28条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第29条 理事会は、次に掲げる場合は開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から、理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号の場合にはその日から10日以内に理事会を招

集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日より少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、理事中互選された者がこれにあたる。

(理事会の議決)

第32条 理事会における議決事項は、第30条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第33条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第34条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印、又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(構成)

第35条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) その他の収益

(区 分)

第 3 6 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の一種とする。

(管 理)

第 3 7 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、別に定める。

第 6 章 会 計

(会計の原則)

第 3 8 条 この法人の会計は、法 2 7 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第 3 9 条 この法人の会計は、次のとおりとする。

(1) 特定非営利活動に係る事業会計

(事業年度)

第 4 0 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 4 1 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 4 2 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 4 3 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び予算)

第 4 4 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 4 5 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れ、その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第46条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

- 第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による成立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

- 第48条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本法人の主たる事務所の掲示場において行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

- 第49条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

- 第50条 職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

- 第51条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人が成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人成立の日から2002年（平成14年）4月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2002年（平成14年）3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員入会金 2,000円

(2) 年会費 正会員（個人） 3,000円
正会員（団体） 5,000円

会 員（個人） 3,000円
会 員（団体） 5,000円

この定款の施行日 2001年6月22日
変更 2007年8月15日（理事の定数）
変更 2009年10月13日（所在地）

この定款は、2021年 7月26日から施行する。

別紙

設立当初の役員一覧

役 名	氏 名	備 考
理 事	小 林 登美枝	会 長
同	松本(米田) 佐代子	副会長
同	井 上 美 代	同
同	折 井 美耶子	同
同	木 村 康 子	同
同	守 谷 武 子	同
同	塩 谷 満 枝	
同	白 井 雅 子	
同	中 村 洋 子	
同	山 田 繁 子	
同	吉 岡 真 美	
同	米 山 淳 子	
同	小 林 明 子	事務局長
監 事	江 川 邑 江	
同	大 関 清 子	